

上里町こども未来計画

地域も子育て親育ち、
こどもが健やかで幸せに成長できる、
「こどもまんなか」の町かみさと



令和7年3月
上里町

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進んでおり、本町においても、令和5年の出生数は140人と平成27年より62人減少し、全国と同様に少子化が進行している状況です。

国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足させました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、また、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとされています。

こうした背景を踏まえ、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策や取組の評価、課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども基本法」に基づいた「上里町こども未来計画」を策定します。



2 計画の対象

本計画は、こども・若者や子育て当事者に関する施策について定めています。本計画において「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」とは、思春期（中学生からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降から30歳未満まで、施策によってはポスト青年期の者も対象）の者としします。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	➡ 40歳
こども					
		若者			

3 計画の期間

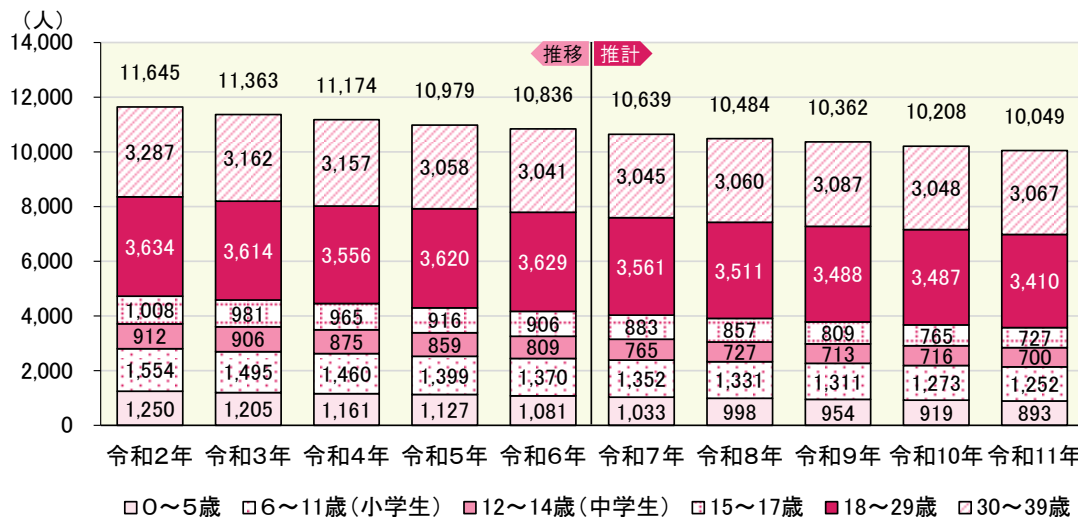
本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

こども・若者を取り巻く状況

1 こども・若者の人口の推移と推計

本町のこども・若者の人口は、令和6年4月1日現在10,836人となっており、令和2年と比べると809人減少しています。人口推計については、令和11年には10,049人となることが予測され、令和7年と比べると590人減少しています。

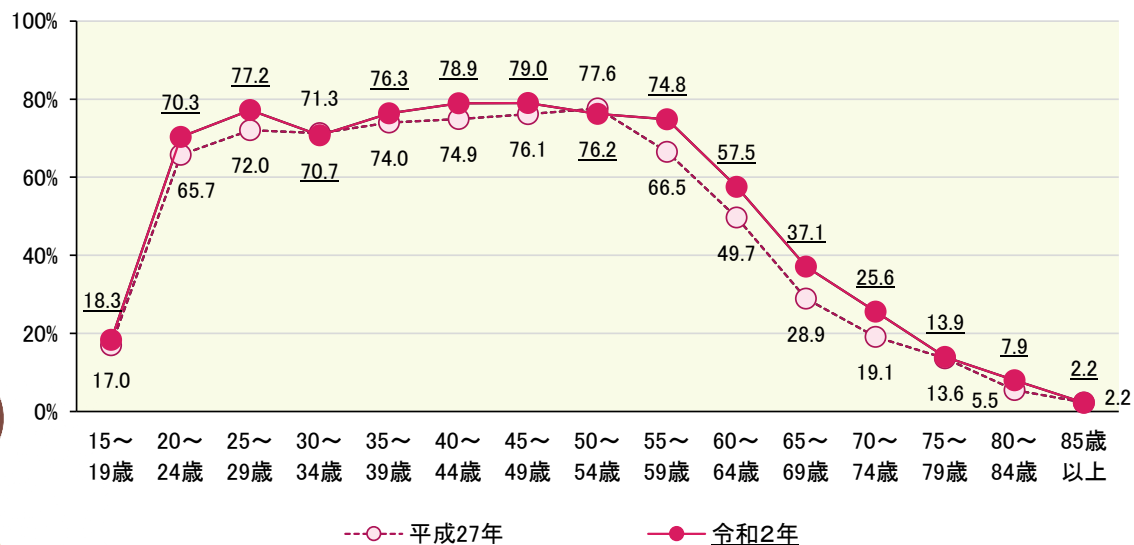


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在） ※推計は住民基本台帳に基づき推計（各年4月1日現在）

2 女性の就業率

女性の就業率は、令和2年は、平成27年と比べて、20代と35～49歳で上昇したのに対し、30～34歳はわずかに低下しています。

また、25～44歳女性の就業率は、本町は76.1%と、県の65.4%、全国の66.7%を上回る水準となっています。



資料：国勢調査



3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

本計画を策定するにあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握するための調査と、小・中学生及び町内在住の15歳～29歳の若者を対象に、家や学校・職場での様子、将来の希望などについて、こども・若者の声を聴くための調査を実施しました。

今後の課題

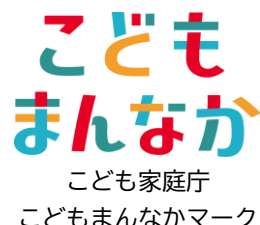
- 本町の子育て環境が整っていると思う理由として、仕事と子育ての両立のしやすさや地域住民同士の支え合いを挙げる保護者が比較的多い一方、「経済的支援の充実」「小児医療体制の充実」「乳幼児の遊び場の整備」がまちづくりにおいて求められている状況です。
- 自宅近くの教育・保育事業の利用を希望される方が多い状況を踏まえるとともに、女性就業率の上昇や共働き世帯の増加等、教育・保育ニーズへの影響を考慮し、需要に応じた教育・保育の提供体制の確保に努める必要があります。
- 女性就業率の上昇や共働き世帯の増加は、放課後児童クラブの利用ニーズにも影響が大きいいため、放課後児童クラブを含めた子どもの居場所の検討が必要です。小・中学生の居場所としては、「好きなことをして自由に過ごせる場所」「いつでも行きたいときにいける場所」などが求められています。
- 同年齢の子どもを持つ者同士の相談・情報交換の場や何でも相談できる総合相談窓口などを希望する方が多いことから、こども家庭センター及び子育て支援センターの周知と利用促進が課題です。
- 小・中学生や若者では、悩みごとなどについて、誰にも相談したり、助けてもらったりしようと思わないという人も一定数いることから、一人で悩みや不安を抱え込まないよう、支援が求められます。
- まわりの人とのつき合いがうまくいかなかったことなどがきっかけで、家からあまり出なくなったという小・中学生が一定数いることから、そのような人へのサポートやいじめの防止、不登校等への支援の強化などが求められます。
- 小・中学生や若者で、本来大人が担うと想定される家事や家族のお世話をした経験があるという人が一定数いることから、学業や進学への影響や身体的・精神的負担に配慮した支援が求められます。
- 15歳～29歳の若者では、経済的な困窮で悩んでいたり、実際に経済的に困っていたことがあるという人が1割以上います。結婚していない理由としてお金に不安があるという人も2割程度いることから、子ども・若者が将来に希望を持ち、安心して暮らせるための支援が必要です。
- 小・中学生や若者が考える、よりよいまちにするための意見の提案方法は、アンケート調査などへの回答という方法が多く挙げられており、若者にとっては、メールやSNSも手法の一つとして挙げられています。

計画の基本理念等

1 基本理念

本計画は、「第2期上里町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しつつ、新たにこども大綱で示された「こどもまんなか社会」の実現を基本理念とするものです。

地域も子育て親育ち、
こどもが健やかで幸せに成長できる、
「こどもまんなか」の町かみさと



「地域も子育て親育ち」には、これから子育てをする親や、現在子育て中の親等、全ての親が子育ての喜びと幸せを感じて成長することが、こどものより良い成長と幸せにつながると考え、子育ての基盤である全ての家庭を地域社会全体で支援していくという意味を含めています。

また、「こどもが健やかで幸せに成長できる、「こどもまんなか」の町」は、本計画及び計画に基づく町子ども・子育て支援施策が、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を施策に反映する「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであることを表しています。



2 基本的な視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の4点を基本的な視点とし、計画を推進していきます。

■「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。

■地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、支援に努めます。

■こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることで将来にわたって幸せに暮らせるよう、「こどもまんなか」の視点をもって取り組みます。

■障害、疾病、虐待、貧困など、配慮や支援の必要性が高いこどもやその家族のほか、外国籍のこどもや妊産婦などを含め、全てのこどもや子育て家庭を支援の対象とします。

施策の展開

本計画では、基本理念の実現を目指すために掲げた4つの基本目標ごとに施策を展開します。

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

安心して子どもを生み育てられるよう、全ての子どもと妊産婦の健康を確保し、妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行います。

施策

- 1-1 妊娠・出産支援の充実
- 1-2 産後の支援の充実
- 1-3 乳幼児の育ちを支える支援の充実



基本目標2 こどもが健やかに成長できるまちづくり

こどもが健やかに成長できるよう、それぞれのこどもや家庭に合った子育て支援事業、教育事業を充実させていきます。

施策

- 2-1 こども・子育て家庭への保育・教育支援の充実
- 2-2 こどもの居場所づくりの推進
- 2-3 いじめ、不登校等に関する支援の充実



基本目標3 こども・若者を応援するまちづくり

こども・子育てにかかる不安や負担を軽減し、全てのこどもが夢や希望をもって成長できるよう、多様な子育て支援を推進していきます。

施策

- 3-1 子育てにかかる経済的支援の充実
- 3-2 情報発信と相談体制の充実
- 3-3 青少年育成事業の充実



基本目標4 こどもの権利が守られ個性を伸ばせるまちづくり

全てのこども・若者を権利の主体として認め、意見を表明する機会を確保し、ともにまちづくりを進めていくための仕組みを構築します。また、多様な価値観、個性を尊重できる社会環境づくりを推進します。

施策

- 4-1 こども・若者が意見を表明できる機会の確保
- 4-2 多様性を尊重できるまちづくりの推進
- 4-3 発達が気になるこどもへの支援の充実
- 4-4 障害のあるこどもへの支援の充実
- 4-5 こどもの貧困に関する支援の充実
- 4-6 児童虐待・ヤングケアラーに関する支援の充実



量の見込みと提供体制（第3期上里町子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育の量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

本町の場合は、勤務場所等の都合で町外の保育所等を希望し利用する（広域利用）保護者が比較的多い傾向にあります。そのため、量の見込みと確保方策に生じる差については、保育入所の円滑化の実施や近隣市町の広域利用により解消を図ります。

（1）1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）

1号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に未移行の幼稚園）による確保方策等を次のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	172人	167人	150人	140人	133人
確保方策	335人	335人	335人	335人	335人

（2）2号認定（3歳以上保育の必要あり）

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	404人	395人	356人	334人	319人
確保方策	379人	379人	383人	383人	383人

（3）3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）、特定地域型保育事業認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

（0歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	68人	68人	69人	70人	70人
確保方策	53人	53人	55人	55人	55人

（1・2歳）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要利用定員総数）	231人	219人	235人	240人	244人
確保方策	208人	208人	212人	212人	212人



2 地域子ども・子育て支援事業

本町で実施している主な地域子ども・子育て支援事業は次のとおりです。

事業	事業概要
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、時間を延長して保育する事業です。
病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境で一時的に預かる事業です。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する支援を行う事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信、必要な支援につなぐ伴走型相談支援等を行う事業です。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月一定時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。（令和8年度から実施予定）
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

※各事業の対象年齢や量の見込み、確保方策等は計画書をご参照ください。

上里町こども未来計画【概要版】

上里町子育て共生課 〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518
 TEL：0495-35-1221（代表） FAX：0495-33-2429
 E-mail：kosodatekyousei@town.kamisato.lg.jp
 上里町ホームページ：https://www.town.kamisato.saitama.jp

